

令和4年第3回南関町議会定例会（第3号）

令和4年3月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

- 日程第1 議案第4号 南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第5号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 南関町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第7 議案第10号 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第11号 南関町公民館条例を廃止する条例の制定について
- 日程第9 議案第12号 令和3年度南関町一般会計補正予算(第6号)について
- 日程第10 議案第13号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第11 議案第14号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第12 議案第15号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第13 議案第16号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第17号 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第15 議案第18号 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第19号 令和4年度南関町一般会計予算について
- 日程第17 議案第20号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 18 議案第 21 号 令和 4 年度南関町簡易水道事業特別会計予算について
 日程第 19 議案第 22 号 令和 4 年度南関町介護保険事業特別会計予算について
 日程第 20 議案第 23 号 令和 4 年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について
 日程第 21 議案第 24 号 令和 4 年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について
 日程第 22 議案第 25 号 令和 4 年度南関町下水道事業予算について
 日程第 23 議案第 26 号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 日程第 24 議員派遣の件について
 日程第 25 委員会報告について「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
 追加日程第 1 議案第 27 号 工事請負契約の変更について
 追加日程第 2 議案第 28 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
 追加日程第 3 議員提出議案第 1 号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し、
 平和的解決を強く求める決議（案）
 追加日程第 4 閉会中の継続審査について
 「総務産業常任委員会・陳情付託の件」
 陳情第 2 号（令和 4 年 3 月 1 日受理）消費税インボイス制度の実施中止を
 求める意見書
 追加日程第 5 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」
 追加日程第 6 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」
 追加日程第 7 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」
 追加日程第 8 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」
 追加日程第 9 議案第 29 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
 求めることについて
 追加日程第 10 議案第 30 号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
 求めることについて

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 福 山 美 佳 君 | 2 番 伊 藤 博 長 君 |
| 3 番 矢 野 修 一 君 | 4 番 西 田 恵 介 君 |
| 5 番 北 原 浩 一 郎 君 | 6 番 中 村 正 雄 君 |
| 7 番 杉 村 博 明 君 | 8 番 井 下 忠 俊 君 |
| 9 番 境 田 敏 高 君 | 10 番 山 口 純 子 君 |
| 11 番 立 山 比 呂 志 君 | 12 番 立 山 秀 喜 君 |

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町	長	佐藤安彦君	副町長	大木義隆君
教育	長	谷口慶志郎君	総務課長	古澤平君
税務住民課	長	東田彰夫君	まちづくり課長	坂田浩之君
福祉	課長	田中龍城君	健康推進課長	良田和彦君
経済	課長	田口明君	建設課長	嶋永健一君
教育	課長	赤木二三也君	会計管理者	竹崎俊一君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長	橋本清孝君	書記	山下飛鳥君
--------	-------	----	-------

開会 午後 13 時 00 分

—————○—————

○議長（立山秀喜君） 起立。礼。着席。これから本日の会議を開きます。

議事日程は、御手元に配付のとおりです。町長。

○町長（佐藤安彦君） 本日の定例会に、総務課長と教育課長が入院のため出席出来ませんので、代理として、城野和則課長補佐と武田博課長補佐が出席されておりますので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（立山秀喜君） 承知しました。それでは、議事に入ります。

—————○—————

日程第 1 議案第 4 号 南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 1、議案第 4 号、南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 4 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、南関町一般職の職員の給与に関する条例及び南関町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第 2 議案第 5 号 南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第 2、議案第 5 号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、南関町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第6号 南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第3、議案第6号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、南関町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第7号 南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第4、議案第7号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、南関町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第5 議案第8号 南関町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第5、議案第8号、南関町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、南関町消防団条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第9号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（立山秀喜君） 日程第6、議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第10号 南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第7、議案第10号、南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、南関町新型インフルエンザ等対策本部条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第11号 南関町公民館条例を廃止する条例の制定について

○議長（立山秀喜君） 日程第8、議案第11号、南関町公民館条例を廃止する条例の制定についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、南関町公民館条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第12号 令和3年度南関町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（立山秀喜君） 日程第9、議案第12号、令和3年度南関町一般会計補正予算（第6号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、令和3年度南関町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第13号 令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第10、議案第13号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、令和3年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第14号 令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第11、議案第14号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、令和3年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第12 議案第15号 令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第12、議案第15号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって議案第15号、令和3年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 議案第16号 令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第13、議案第16号、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号、令和3年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第17号 令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第14、議案第17号、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、令和3年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第18号 令和3年度南関町下水道事業補正予算(第4号)について

○議長（立山秀喜君） 日程第15、議案第18号、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第4号）についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって議案第18号、令和3年度南関町下水道事業補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第19号 令和4年度南関町一般会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第16、議案第19号、令和4年度南関町一般会計補正予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、令和4年度南関町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第17 議案第20号 令和4年度南関町国民健康保険特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第17、議案第20号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、令和4年度南関町国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第18 議案第21号 令和4年度南関町簡易水道事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第18、議案第21号、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

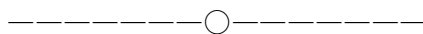
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、令和4年度南関町簡易水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第22号 令和4年度南関町介護保険事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第19、議案第22号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

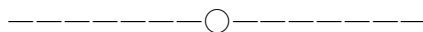
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、令和4年度南関町介護保険事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。



日程第20 議案第23号 令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第20、議案第23号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、令和4年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計予算につ

いては、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第21 議案第24号 令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第21、議案第24号、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、令和4年度南関町後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第22 議案第25号 令和4年度南関町下水道事業予算について

○議長（立山秀喜君） 日程第22、議案第25号、令和4年度南関町下水道事業予算についてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、令和4年度南関町下水道事業予算については、原案のとおり可決されました。

-----○-----
日程第23 議案第26号 南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 日程第23、議案第26号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案は提案理由の説明が終わっていますので、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第26号、南関町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----
日程第24 議員派遣の件について

○議長（立山秀喜君） 日程第24、議員派遣の件についてを議題にします。

お諮りします。

議員派遣の件については、御手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。なお、日時、場所等の変更が生じた場合は、議長に御一任していただきたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第25 委員会報告について

「総務産業常任委員会・陳情付託の件」

陳情第2号（令和4年3月1日受理）消費税インボイス制度の実施中止を
求める意見書」

○議長（立山秀喜君） 日程第25、委員会報告についてを議題にします。

総務産業常任委員会に付託しました、陳情第2号（令和4年3月1日受理）「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」について、委員長より審査結果の報告書が提出されていますので、報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、杉村博明君。

○7番議員（杉村博明君） 陳情審査報告。令和4年3月14日、南関町議会議長、立山秀喜様。南関町総務産業常任委員会委員長、杉村博明。陳情審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。受理番号、陳情第2号。付託年月日、令和4年3月9日。件名、消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書。審査の結果、継続。委員会の意見、関係団体、関係事業者等の多様な意見を参考にして協議する必要があるため。

○議長（立山秀喜君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は継続審査とすることです。委員長報告のとおり、継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、陳情第2号、令和4年3月1日受理、消費インボイス制度の実施中止を求める意見書は、継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

ただいま町長外から議案第27号、工事請負契約の変更についてなど8件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として、議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、工事請負契約の変更についてなど8件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（立山秀喜君） 議案名を事務局長に朗読させますので、確認してください。議会事務局長。

○議会事務局長（橋本清孝君） それでは、追加日程第1から追加日程第8までの議案名を読み上げます。

[議案名朗読]

追加日程第1 議案第27号 工事請負契約の変更について

追加日程第2 議案第28号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

追加日程第3 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し平和的解決を強く求める決議(案)

追加日程第4 閉会中の継続審査について「総務産業常任委員会、陳情付託の件」
陳情第2号 (令和4年3月1日受理) 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

追加日程第5 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

追加日程第6 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

追加日程第7 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

追加日程第8 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

以上であります。

○議長(立山秀喜君) 配付漏れはありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 配付漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第1 議案第27号 工事請負契約の変更について

○議長(立山秀喜君) 追加日程第1、議案第27号、工事請負契約の変更についてを議題にします。提案理由の説明を求めます。総務課長補佐。

○総務課長補佐(城野和則君) 第27号議案、工事請負契約の変更について、提案理由及び議案の御説明をいたします。今回御提案いたします工事請負契約の変更は、南関町防災行政無線同報系デジタル化工事に関するものでございます。提案理由につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、契約の変更についても、議会の議決を経る必要があるためでございます。変更の内容は、屋外子局の追加に伴う工事費の増額と、半導体不足による機器製作の遅れに伴う工期の変更でございます。次ページをお願いいたします。契約内容を説明いたします。1、工事番号2、総務工事第2号。2、工事名、南関町防災行政無線同報系デジタル工事。3、請負業者、熊本県熊本市中央区水道町8番6号、日本電気株式会社熊本支店、支店長、八木克也。4、当初議決日、令和3年3月11日。5、当初工期令和3年3月12日から令和4年3月25日。6、変更工期、令和3年3月12日から令和4年12月28日。7、当初契約額3億6,025万円。8、変更契約額3億9,908万7,700円。9差額3,883万7,700円。
以上で説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(立山秀喜君) ただいまから質疑を行います。質疑はありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(立山秀喜君) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号、工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第2 議案第28号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第2、議案第28号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第28号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。また、委員の任期は3年でございます。住所、南関町大字上坂下、147番地。氏名、西島文郎。生年月日、昭和23年10月3日生まれでございます。提案理由の御説明を申し上げます。西島文郎氏の、南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年3月14日をもって満了となるため、南関町固定資産評価審査委員会委員として再度選任したいので、同意をお願いするものでございます。西島文郎氏は、昭和46年日本大学農獣医学部を卒業され、同年6月から株式会社寿屋、その後株式会社ニコニコ堂、佐川急便株式会社に勤務され、平成17年に退職されております。また、退職後は区長や町青少年補導員、第四小学校の学校評議員など、地域の活性化に積極的に貢献されるとともに、町の国民健康保険、介護保険運営協議会の委員にも就任いただき、町の行政運営に助言をいただきました。人格識見とも立派な方で、本審査委員会委員として、平成25年1月から就任いただいていることから、経験もあり、適任の方と思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（立山秀喜君） ここで暫時休憩をします。

—————○—————

休憩 午後2時00分

再開 午後2時20分

-----○-----
○議長（立山秀喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。町長の説明は終わっておりますので本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第28号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----
**追加日程第3号 議員提出議案第1号 ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し、
平和的解決を強く求める決議（案）**

○議長（立山秀喜君） 追加日程第3号、議員提出議案第1号、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し、平和的解決を強く求める決議（案）を議題にします。提案理由の説明を求めます。中村正雄君。

○6番議員（中村正雄君） 提案理由を説明します。

議員提出議案第1号、令和4年3月14日提出。南関町議会議長、立山秀喜様。提出者、南関町議会議員中村正雄、賛成者、南関町議会議員、福山美佳、賛成者、南関町議会議員、伊藤博長、賛成者、南関町議会議員、矢野修一、賛成者、南関町議会議員、西田恵介、賛成者、南関町議会議員、北原浩一郎、賛成者、南関町議会議員、杉村博明、賛成者、南関町議会議員、井下忠俊、賛成者、南関町議会議員、境田敏高。賛成者、南関町議会議員、山口純子、賛成者、南関町議会議員、立山比呂志、賛成者、南関町議会議員、立山秀喜。

ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し、世界的解決を強く求める決議（案）。上記の案件を南関町議会、議会規則第14号の規定により別紙のとおり提出します。提案理由、令和4年2月24日、ロシア軍はウクライナへの本格的軍事侵攻を開始した。この強行された軍事侵攻は、国際法上、決して許されるものではなく、人権を著しく阻害し、対話を無視した世界の平和を侵す暴挙にほかならない。南関町議会として、ロシアによるウクライナへの侵攻に強く抗議するとともに、軍の即時撤退、国際法の遵守を強く求めるものである。次のページに決議内容を説明します。

ロシアによるウクライナへの振興に断固抗議し、平和的解決を強く求める決議（案）。

令和4年2月24日から、ロシアは、国際社会の度重なる要請、警告を無視し、隣国ウクライナへの軍事振興を開始した。ロシア軍は非軍事施設への破壊を繰り返し、無力の民間人を含め、多くの犠牲者を出し続けている。

現代社会は、世界の各地域において、多様なルーツを持つ様々な国籍の人たちがお互いの人権を尊重し合いながら、コミュニティを形成しながら生活をする中で成り立っている。すべての人々は武力や暴力に頼らない、平和な社会で暮らす権利を有する。

ロシアの今回の行動は、ウクライナの人々の人権を踏みにじり、ウクライナの主権及び領土の一体性を著しく侵害するとともに、武力の行使を禁じる国際法及び、国連憲章にも違反する明白な侵略行為であり、断じて容認出来ない暴挙である。

よって、南関町議会は、ロシアに対し、一連のウクライナへの軍事侵攻に厳重に抗議するとともに、国際法を遵守し、軍の即時撤退と平和的解決を行うよう強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月14日。熊本県南関町議会。以上です。

○議長（立山秀喜君） ただいまから質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議員提出議案第1号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議員提出議案第1号、ロシアによるウクライナへの侵攻に断固抗議し、平和的解決を強く求める決議（案）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

追加日程第4 閉会中の継続審査について

「総務産業常任委員会、陳情付託の件」

陳情第2号（令和4年3月1日受理）消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

○議長（立山秀喜君） 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第2号（令和4年3月1日受理）の事件について、会議規則第75条の規定によって、御手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第5 閉会中の継続調査について「文教厚生常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第5、閉会中の継続審査の件を議題にします。

文教厚生常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました。所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第6 閉会中の継続調査について「総務産業常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第6、閉会中の継続調査の件を議題にします。

総務産業常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました。所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第7 閉会中の継続調査について「広報常任委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第7、閉会中の継続調査の件を議題にします。

広報常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました。所管事務にかかる調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第8 閉会中の継続調査について「議会運営委員会」

○議長（立山秀喜君） 追加日程第8、閉会中の継続調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期、議会運営の基本に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（立山秀喜君） お諮りします。

ただいま町長から議案第29号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2件が提出されました。これらを日程に追加し、追加日程第9から追加日程第10として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

職員に議案の配付をさせます。

[議案書配付]

○議長（立山秀喜君） 配付漏れはありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 配布漏れなしと認めます。

—————○—————

追加日程第9 議案第29号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（立山秀喜君） 追加日程第9、議案第29号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。提出者の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 第29号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。委員の任期は3年でございます。住所、南関町大字豊永6,677番地、氏名、大原マツ子。生年月日、昭和27年7月26日生まれでございます。提案理由の御説明を申し上げます。大原マツ子氏の南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が、令和4年3月14日をもって満了となるため、南関町固定

資産評価審査委員会委員として再度選任したいので、同意をお願いするものでございます。大原マツ子氏は昭和46年に熊本県立南関高等学校を卒業され、昭和51年から福山司法書士事務所に勤務され、平成17年に事務所が廃業されるまで勤められました。その間、行政書士の資格を取得され、後に行政書士としても活躍をされました。現在は、町の国民健康保険、介護保険運営協議会の委員に就任いただき、町の行政運営にも助言をいただいております。地域活動においても、地域婦人会活動等を通して積極的に取り組んでおられ、人格、識見ともにごすぐれ、行政書士時代に税の関連事務にも携わられており、本審査会委員として、平成28年1月から就任していただいていることから、経験もあり、適任の方と思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、第30号議案、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由及び内容を説明させていただきます。南関町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。また委員の任期は3年でございます。住所、南関町大字関下1,588番地10。氏名、坂本裕美。生年月日、昭和25年5月30日生まれでございます。提案理由の御説明を申し上げます。坂本裕美氏の南関町固定資産評価審査委員会委員の任期が令和4年3月14日をもって、満了するとなるため、南関町固定資産評価審査委員会委員として再度選任したいので、同意をお願いするものでございます。坂本裕美氏は昭和44年に専修大学玉名高等学校を卒業され、昭和46年から南関町役場に勤務されました。平成22年12月に退職されるまでの39年間で、社会教育課長。福祉生活課長、町民課長、議会事務局長を歴任され、また、税務業務については、税務課収納係長を始めとして12年6ヶ月にわたり勤務され、退職後は区長を務められるなど、地域活動にも貢献されております。税務業務についての経験が豊富であり、人格識見とも立派な方で、本審査委員会委員として、平成31年3月から就任していただいていることから、経験もあり、適任の方と思われまますので、御提案申し上げる次第でございます。同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（立山秀喜君） 本案に対する質疑を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は減案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第29号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについては、同意することに決定しました。

-----○-----

**追加日程第10 議案第30号 南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意
を求めることについて**

○議長（立山秀喜君） 追加日程第10議案第30号、南関町固定資産評価審査委員会委員
の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

ただいまから討論に入ります。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は減
案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（立山秀喜君） 全員起立です。

したがって、議案第30号、南関町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を
求めることについては、同意することに決定しました。

以上で、本会議に付議されました案件は全て終了しました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定によって、今会期中の発言訂正などの字句の整理について
は、その整理を議長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（立山秀喜君） 異議なしと認めます。

したがって、会議規則第45条の規定によって処理することにいたします。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回南関町議会定例会を閉会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

閉会 午後2時31分